

3 確認事項

私は、「新潟県おもいやり駐車場制度」について、次のことに同意し、利用証を申請します。(各項目を理解し、同意された方は、□にレを記入してください。)

- 「おもいやり駐車場」が満車の場合には、利用証を持っていても駐車できないことを理解します。
- 【車椅子利用者やお腹の大きい妊婦以外の方】
広幅と通常幅の両方のおもいやり駐車場がある場合は、可能な限り広幅の方は車椅子利用者等に譲るよう努めます。(車椅子利用者やお腹の大きい妊婦は乗り降りする際に車のドアを全開にする必要があるため。)
- 介助者が同乗しているときや、体調が良いときなど、歩行や乗り降りに支障がないときは、車椅子利用者等、より歩行が困難な方のために、一般の駐車場に駐車します。
- 内部障害や精神障害等、歩行困難であることが外見で判断しづらい人も利用証の交付対象であることを理解します。
- 利用証を他人に譲渡、貸与又は利用させることはしません。
- 有効期間の満了後は、利用証の利用をやめ、利用証を返却します。
障害程度の軽減等により歩行が困難でなくなったときは、利用証を返却します。

～ 注 意 事 項 ～

申請の際には、確認のためにそれぞれ以下の書類を添付してください。

【新規申請（初めて申請する場合）・更新申請（有効期限後の利用を更に申請する場合）】

- 身体障害者・・・身体障害者手帳(写し)
- 高 齢 者・・・介護保険被保険者証(写し)
- 難 病 患 者・・・特定疾患医療受給者証又は特定医療費(指定難病)受給者証(写し)
- 知的障害者・・・療育手帳(写し)
- 精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳(写し)
- 発 達 障 害・・・医師等の診断を記載した書面(原本)
- 妊 産 婦・・・母子健康手帳(写し)(妊娠7か月(妊娠 24 週)より前に申請する場合は、医師の診断を記載した書面(原本)及び母子健康手帳(写し))
- その他けが人、病気等・・・医師の診断を記載した書面(原本)

※更新申請で、窓口で申請する場合は、現在使用している利用証もご持参ください。

【再交付申請（破損・紛失等で利用証が使用できなくなった場合）】

再交付申請において、前回の申請内容と変更がない場合、添付書類は不要です。

※ お預かりした個人情報、新潟県個人情報保護条例に基づき、新潟県おもいやり駐車場利用証の交付に必要な事項を審査するためのみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。